

◎後期高齢者医療制度に伴う軽減制度

* 特定世帯

75歳に到達する方が国民健康保険から後期高齢者医療に移行することにより国保加入者が1人となる世帯は、平等割が移行した月から5年間半額になります。（介護分を除きます）

* 特定継続世帯

特定世帯の期間が5年を経過した世帯については、その後3年間平等割が4分の3の額となります。（介護分を除きます）

★世帯主の変更、加入者が2人以上となった場合などは特定世帯ではなくなります。